

富士河口湖町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

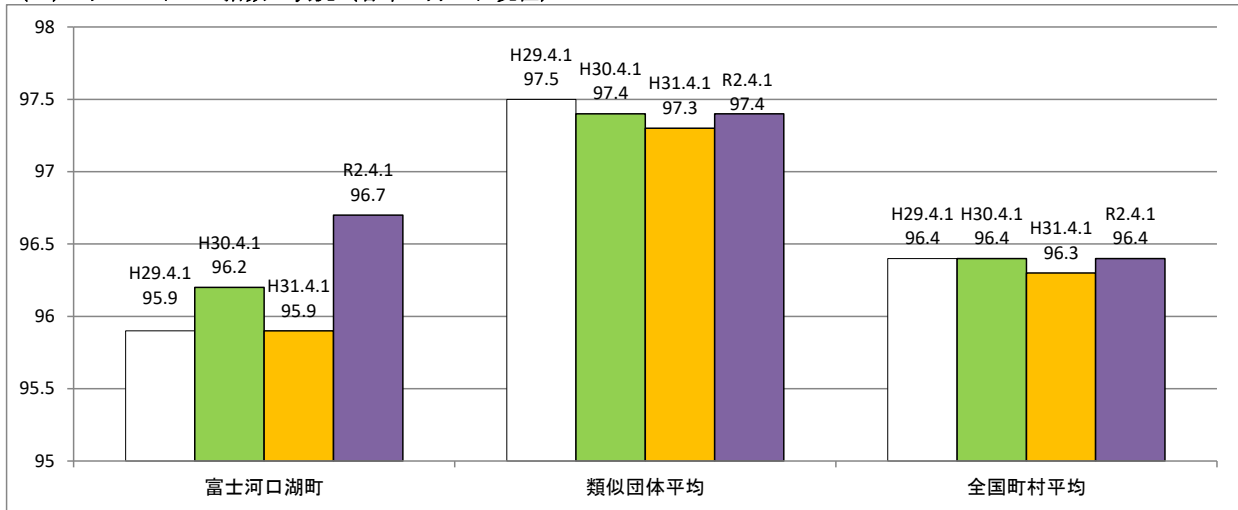
区 分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成30年度の人件費率
令和元年度	人 26,659	千円 12,446,499	千円 864,856	千円 1,473,421	% 11.8	% 13.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)30年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和元年度	人 188	千円 619,234	千円 84,117	千円 245,133	千円 948,484	5,045	5,140

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員(短時間勤務)）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

※富士河口湖町は人事委員会未設置のため記載なし

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	% 0.15

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

①特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月 4.40

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給与表の見直し

〔 **実施** 未実施 〕

実施内容

給与表の適用実施時期	平成27年4月1日
内容	一般行政職の給与表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。 他の給与表については、一般行政職との均衡を踏まえ、見直しを実施。 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②その他の見直し内容

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士河口湖町	41.9 歳	307,100 円	345,111 円	329,915 円
山梨県	43.4 歳	334,729 円	415,168 円	371,640 円
国	43.2 歳	327,564 円	- 円	408,868 円
類似団体	41.3 歳	305,121 円	369,228 円	339,083 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
富士河口湖町	56.0 歳	6 人	271,683 円	279,866 円	280,822 円	-	-	-	-
うち給食調理員	57.9 歳	2 人	268,650 円	276,100 円	272,900 円	調理士	46.5 歳	258,900 円	1.066
うち清掃職員	- 歳	1 人	- 円	- 円	- 円	廃棄物処理業従事員	46.2 歳	300,100 円	-
うち自動車運転手	- 歳	1 人	- 円	- 円	- 円	自家用乗用自動車運転手	65.9 歳	176,500 円	-
山梨県	53.8 歳	94 人	351,705 円	391,604 円	373,878 円	-	-	-	-
国	50.9 歳	2,319 人	287,283 円	- 円	328,862 円	-	-	-	-
類似団体	51.3 歳	8 人	295,559 円	323,271 円	313,681 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富士河口湖町	-	-	-
うち給食調理員	4,543,724 円	3,448,800 円	1.32
うち清掃職員	- 円	4,166,100 円	-
うち自動車運転手	- 円	2,219,900 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		富士河口湖町	山梨県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	190,115 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	156,061 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	158,580 円	－
	中 学 卒	139,900 円	140,949 円	－
看護・保健職	大 学 卒	209,800 円	219,735 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

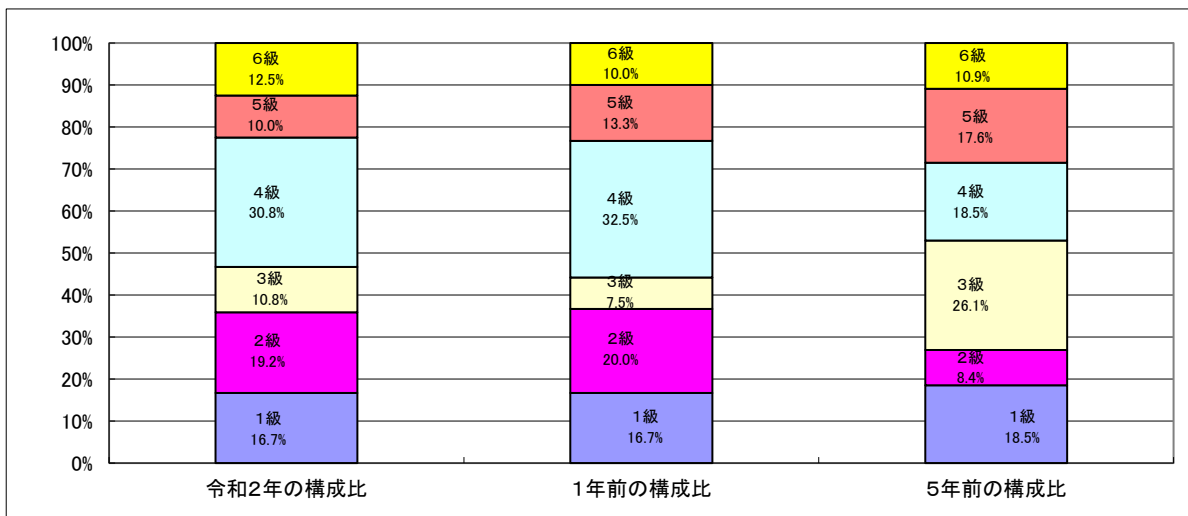
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	260,800 円	346,400 円	370,314 円	381,300 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
看護・保健職	大 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

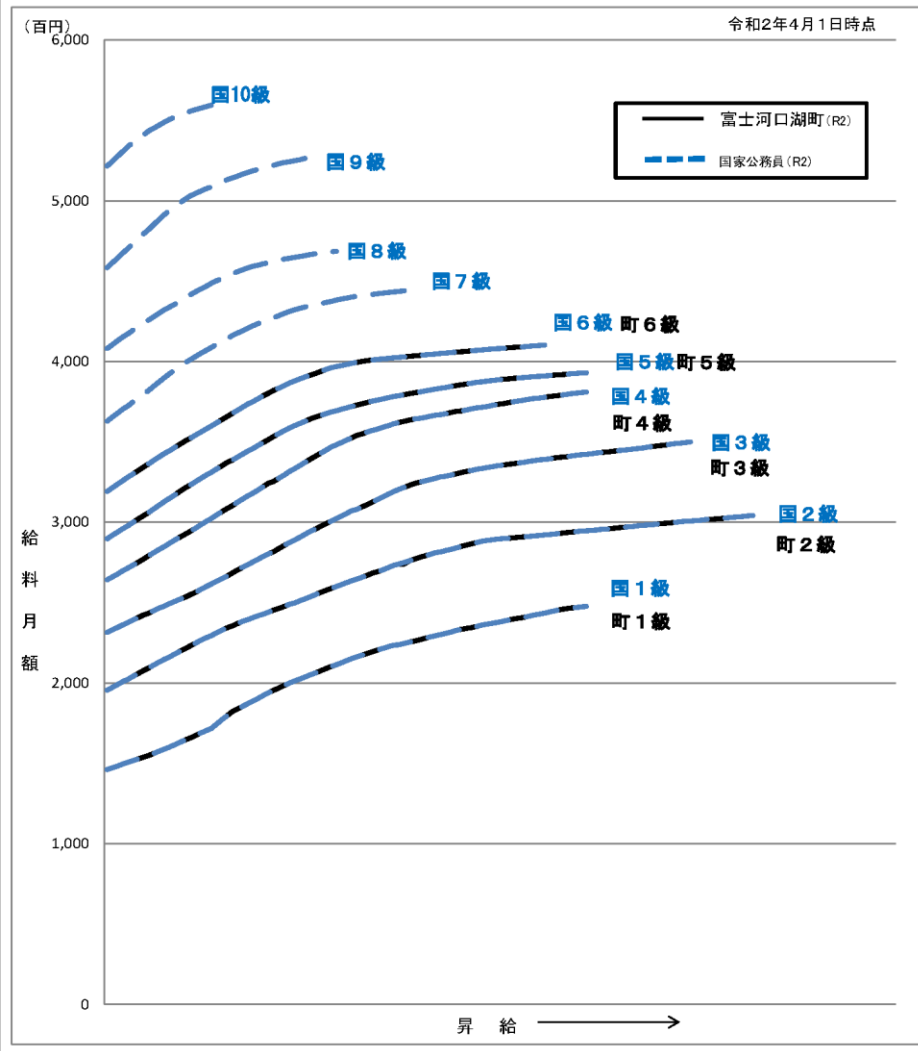
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補	人 20	% 16.7	円 146,100	円 247,600
2 級	主任	人 23	% 19.2	円 195,500	円 304,200
3 級	係長・主査	人 13	% 10.8	円 231,500	円 350,000
4 級	課長・課長補佐・主幹・副主幹	人 37	% 30.8	円 264,200	円 381,000
5 級	課長・課長補佐・主幹	人 12	% 10.0	円 289,700	円 393,000
6 級	課長	人 15	% 12.5	円 319,200	円 410,200

- (注) 1 富士河口湖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一）） （令和2年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（富士河口湖町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績 がある区 分	昇給可能な 区分	昇給実績 がある区 分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士河口湖町		山梨県		国	
1人当たり平均支給額（令和元年度）		1人当たり平均支給額（令和元年度）		—	
1,490 千円		1,722 千円			
（令和元年度支給割合）		（令和元年度支給割合）		（令和元年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.90 月分	2.60 月分	1.90 月分	2.60 月分	1.90 月分
（ 1.45 ）月分	（ 0.90 ）月分	（ 1.45 ）月分	（ 0.90 ）月分	（ 1.45 ）月分	（ 0.90 ）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（富士河口湖町）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○
活用している昇給区分	支給可能な 区分	支給実績 がある区 分	支給可能な 区分	支給実績 がある区 分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

富士河口湖町				国			
（支給率）	自己都合	勸奨・定年		（支給率）	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分		最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%）				その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～45%）			
1人当たり平均支給額		17,537 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当

該当なし

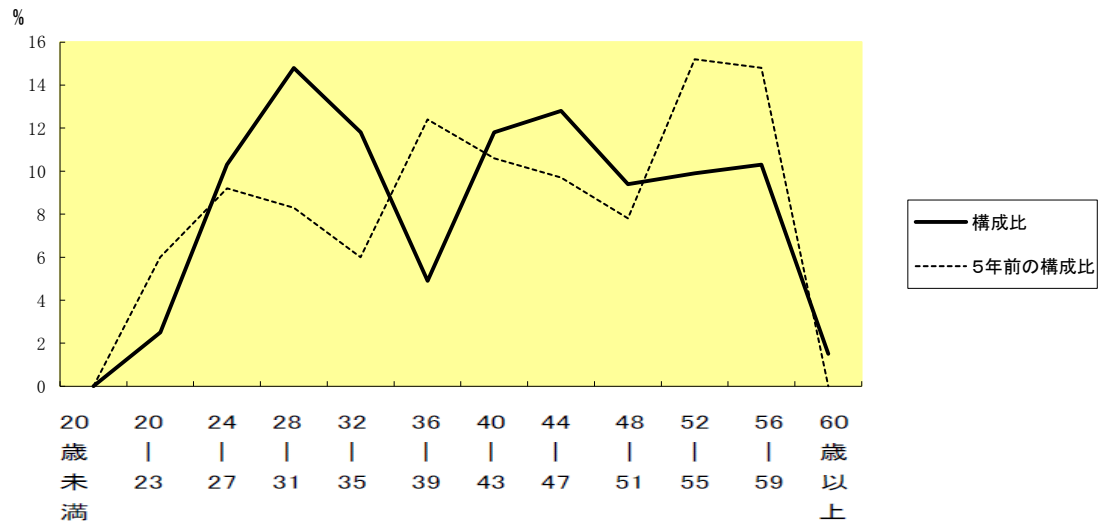
(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和元年度決算）	26,711 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	153 千円
支 給 実 績（平成30年度決算）	21,963 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	123 千円

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同		17,181千円	264,307円
	配偶者以外 6,500円 子 10,000円				
	満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき 5,000円加算				
住居手当	職員の居住する借家・借間自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員(上限28,000円)	同		4,545千円	284,062円
	家賃27,000円以下 家賃-16,000円				
	家賃27,000円を超え55,000円未満 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円				
	家賃55,000円以上 28,000円				
通勤手当	1.交通機関等の利用者通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額	同		7,239千円	58,373円
	2.自動車等の使用者通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること				
	～5km 2,000円				
	5km～10km 4,200円				
	10km～15km 7,100円				
	15km～20km 10,000円				
	20km～25km 12,900円				
	25km～30km 15,800円				
	30km～35km 18,700円				
	35km～40km 21,600円				
	40km～45km 24,400円				
	45km～50km 26,200円				
	50km～55km 28,000円				
	55km～60km 29,800円				
	60km～ 31,600円				
管理職手当	本庁の課長 10%～12%			11,793千円	620,652円
休日勤務手当				- 千円	- 円
寒冷地手当	1.世帯主である職員			9,711千円	52,206円
	・扶養親族がいる職員 89,000円				
	・扶養親族がいない職員 51,000円				
	2.その他の職員 36,800円				

(2)年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 〃 23歳	24歳 〃 27歳	28歳 〃 31歳	32歳 〃 35歳	36歳 〃 39歳	40歳 〃 43歳	44歳 〃 47歳	48歳 〃 51歳	52歳 〃 55歳	56歳 〃 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 5	人 21	人 30	人 24	人 10	人 24	人 26	人 19	人 20	人 21	人 3	人 203

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		169	169	169	169	166	168	△ 1 (△0.6%)
教育		26	23	22	22	21	20	△ 6 (△40.0%)
消防		-	-	-	-	-	-	- -
普通会計計		195	192	191	191	187	188	△ 7 (△3.7%)
公営企業等会計計		17	18	17	17	17	15	△ 2 (△13.3%)
総合計		212	210	208	208	204	203	△ 9 (△4.4%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和元年度	千円 282,757	千円 143,737	千円 24,213	% 8.56	% 8.54

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和元年度	人 3	千円 10,893	千円 903	千円 2,965	千円 14,761	千円 4,920

(参考)平成30年度平均 一人当たり給与費
千円 5,371

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
富 士 河 口 湖 町	41.0 歳	304,733 円	409,982 円
団 体 平 均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士河口湖町			
1人当たり平均支給額(令和元年度)			
		989	千円
(令和元年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当	
2.6 月分		1.90 月分	
(1.45)月分		(0.90)月分	
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

富士河口湖町				富士河口湖町(一般行政職・団体平均等)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分		最高限度額	47.7090 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
(退職時特別昇給)				・定年前早期退職特例措置(2～20%)			
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円		1人当たり平均支給額	千円	17,537 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

該当なし

エ 特殊勤務手当

該当なし

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令 和 元 年 度 決 算)	515 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (令 和 元 年 度 決 算)	172 千円
支 給 実 績 (平 成 30 年 度 決 算)	685 千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (平 成 30 年 度 決 算)	228 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	5(6)「その他の手当」を参照	同		78 千円	26,000 円
住居手当				- 千円	- 円
通勤手当				24 千円	8,000 円
管理職手当				- 千円	- 円
寒冷地手当				177 千円	58,933 円